

●通信費に関するQ & A

「通信費」…事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信費（補助率 50%）

- ・どれだけ何に使うのか、明確に記載してあるか確認を行い決定する。
- ・情報伝達手段が多様化していることから、様々な情報ツールを、有効かつ合理的・自主的に活用することとし、原則補助対象経費の 50%とする。ただし、手段・配布先・数量を配布計画等に明記し、適正と判断できる場合は 100%とする。

「1%まちづくり事業採択基準（第 15 版）」より抜粋

Q 1：通信費は全額補助されないのですか？

A 1：情報伝達手段が多様化しており、必要最小限かつ合理的な活用が求められることから、原則は補助対象経費の 50%補助とさせていただきます。

Q 2：通信費が 100%補助されるのはどのような場合ですか？

A 2：情報伝達の手段・配布先・数量等を配布計画等に具体的に明記し、適正と判断できる場合は 100%補助となることがあります。

記載例

- ・会議案内郵送 5名×85円 会員宛 ※他 20名はメール
 - ・招待状郵送 50名×110円 寄付者宛 ※他 10名は手渡し など
- ※記載する数量等は、申請時点での計画数(予定)でかまいません。

記載場所

- ・「予算内訳書」に記載、または別紙添付

Q 3：「適正」とはどのように判断されますか？

A 3：記載された内容をもとに、「郵送以外の手段も併用していること」「削減に取り組んだうえで、これ以上の削減は困難と考えられること」などが確認できる場合に、1%まちづくり会議にて適正と判断されます。

※郵送に頼らざるを得ない理由があれば「事業計画」欄や別紙に詳細に記載してください。

お問い合わせ先：地域総務課（TEL 0276-47-1923）